

中野市介護保険事業運営協議会設置要綱

平成19年11月28日告示第72号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域包括支援センター、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護保険事業並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉事業の円滑かつ適切な運営を図るため、中野市介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの運営に関すること。
- (3) 中野市老人福祉計画・介護保険事業計画の評価等に関すること。
- (4) その他介護保険事業の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 介護保険サービスに関する事業者及び職能団体等から推薦のあった者
 - (2) 介護保険の被保険者
 - (3) 介護保険以外の地域資源及び地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
 - (4) 識見を有する者
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の座長となる。

(部会)

第6条 協議会に、専門的な事項について意見を聴取するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会の委員以外の者を部会の委員に加えることができる。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の運営)

第7条 会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。